対象区分・必要証明書類確認チャート（表面）

自宅外通学申請届
（通学形態変更届）

各種証明書類を調えるにあたっては裏面をご参照ください。

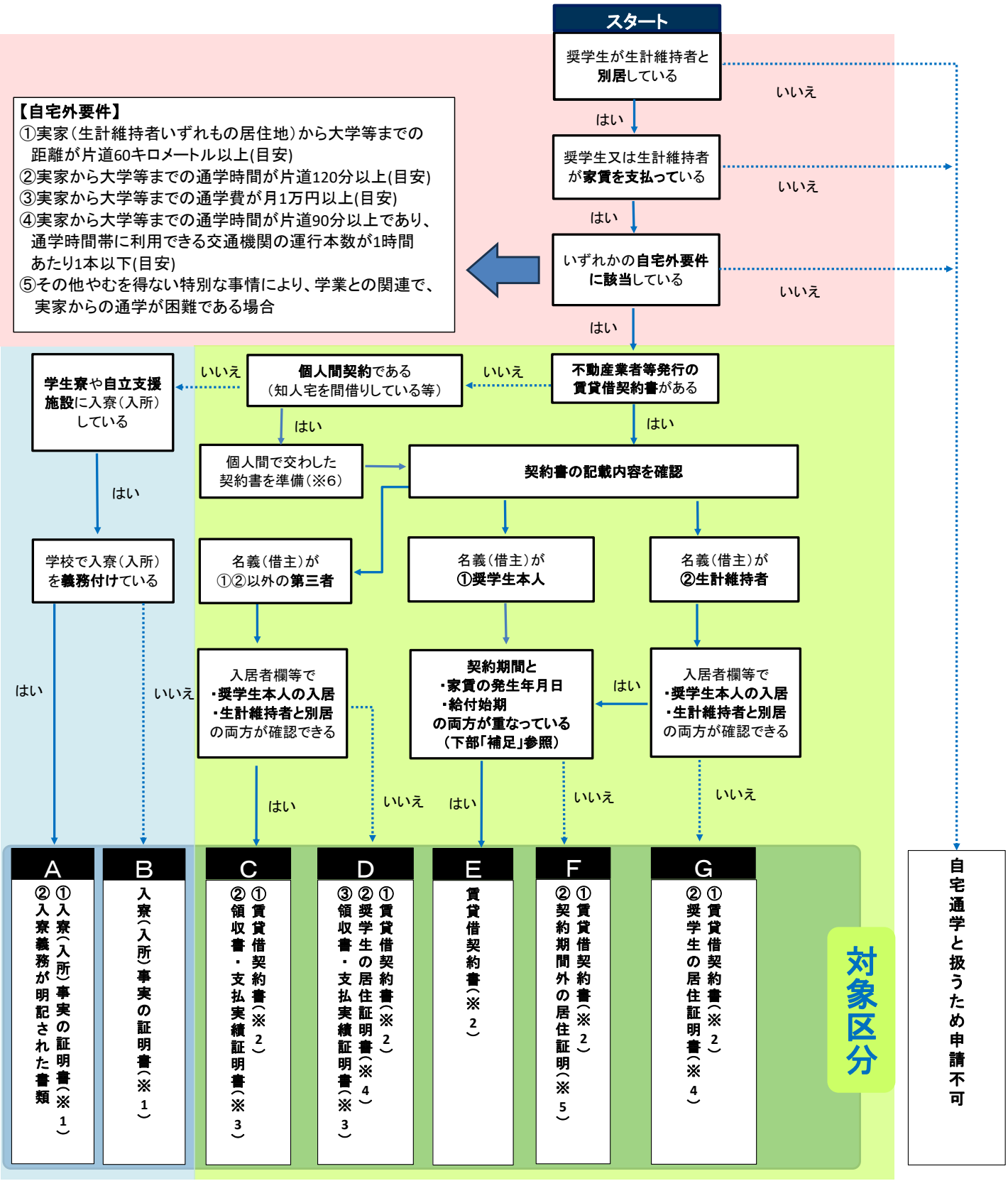

【補足】
・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月（初回振込月）とは異なります。
・「契約期間と家賃の発生年月日・給付始期の両方が重なっている」とは、下記のような場合を指します。
（例）契約期間2024/10/1～2026/9/30の場合において、
A：家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/4　⇒　両方が契約期間内のため「はい」に該当
B：家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/10　⇒　給付始期が契約期間外のため「いいえ」に該当
・契約期限の定めのない無期限契約は「いいえ」に該当